

広域関東圏知的財産戦略本部メールマガジン

第5号 2007.5.28 <http://www.kanto-chizai.com/>

このメールマガジンは、購読を希望された方、広域関東圏知的財産戦略本部関係者、知的財産に関係する企業・機関のご担当者、パテントソリューションフェアに出展申込された方、ご来場頂いた方に配信しております。

【目次】

- 1, 「平成19年度改正意匠制度運用説明会」開催について
- 2, 「改正産業活力再生特別措置法説明会」の開催について
- 3, 「技術戦略マップ2007」の策定について
- 4, 「特許流通講座」開催のお知らせ
- 5, 「第10回全国一斉無料特許相談会」開催のお知らせ
- 6, お知らせ(4件)
- 7, 事務局メモ・・・特許関係料金の減免制度について

1, 「平成19年度改正意匠制度運用説明会」開催について

本年4月1日から意匠法の一部が改正され、意匠権の存続期間が15年から20年に延長、画面デザインの保護の拡充、意匠の類似の範囲の明確化、部分意匠等の保護の拡充、関連意匠の保護の拡充、秘密意匠の保護の見直しがされました。

特許庁では、これら意匠に関する改正項目の審査運用について、全国47都道府県で各1回の説明会を開催します。

説明会の期日・会場・定員等詳細はこちら

http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/ibento2/h19_isyouseido.htm

2, 「改正産業活力再生特別措置法説明会」の開催について

産業活力再生特別措置法は、事業者の将来の生産性向上を目指した経営計画に対して認定を行い、会社法や税制の特例等で政策支援を行うための法律です。

この法律が改正されたことを受け、広くその内容をご理解及びご活用いただくため、説明会を開催します。

日時：平成19年6月21日(木)午後2時～午後4時

場所：関東経済産業局 8階 8-2 会議室

<http://www.kanto.meti.go.jp/annai/shuhenzu/index.html>

6月15日(金)までに、下記ホームページ中の「申込」よりお申込下さい。

(詳細等についてもこちらをご覧ください。)

http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sogyo/20070525sankatsuhou_setsumeikai.html

3 , 「技術戦略マップ2007」の策定について

経済産業省は、産学官の知見を結集し、NEDO等の協力の下、『技術戦略マップ2007』をとりまとめました。

技術戦略マップは、産業技術政策の研究開発マネジメント・ツール整備や、民間企業等研究開発者に対する重要技術に関する情報提供のため、また国民理解の増進を目的として作成されたものです。

「技術戦略マップ2007」ダウンロードはこちらから

<http://www.meti.go.jp/press/20070423006/20070423006.html>

4 , 「特許流通講座」開催のお知らせ

(独)工業所有権情報・研修館では、昨年度から特許流通市場へ参加する人材を増加させるための普及啓発事業として、「特許流通講座」を開催しています。

今年度は、基礎編・実務編の2種類の講座を開催します。受講料は無料(有償販売書籍を教材として使用する場合には、書籍代は実費)です。

詳細についてはこちら

<http://www.ryutu.inpit.go.jp/training/index.html>

5 , 「第10回全国一斉無料特許相談会」開催のお知らせ

日本弁理士会では、7月1日の弁理士の日を記念して、全国各地で一斉に無料特許相談会を開催します。

特許・実用新案・意匠・商標の出願に関する事だけでなく、訴訟や調査、外国での特許取得などに関する事柄についても、弁理士が無料で相談に応じます。お気軽にご相談下さい。

日時：平成19年6月30日(土) 午前10時～午後4時

会場等詳細はこちら

<http://www.jpaa.or.jp/benrishinohi/20070630consulting.html>

その他のイベント・セミナー情報についてはこちらをご覧ください

<http://www.kanto-chizai.com/cal/index.cgi>

6 , お知らせ

(1)模倣品被害の実態

我が国政府・産業界の模倣品対策に資するべく、関係団体の協力を得て、中国、韓国、タイ及び台湾等における模倣被害の実態について、日系企業にアンケート調査を実施し、その調査結果をとりまとめました。

詳細はこちら

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jittai/jittai.htm>

(2)平成 19 年度弁理士試験短答式筆記試験問題及び解答が UP されました

http://www.jpo.go.jp/torikumi/benrishi/benrishi2/h19benrishi_tan.htm

(3)「中小企業のための米国知的財産権出願戦略」基礎編（東京都）

このセミナーでは、具体的な事例に基づき、特許、意匠、商標などをどのように使い分けるか、また米国において特許、意匠、商標の取得をする際、どのような点に注意しなければならないかについて、基礎的なところから解説します。参加費は無料です。

日時：平成 19 年 6 月 1 日（金）午後 1 時 30 分～3 時 30 分

お申込等詳細はこちら

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/seminar/190601us.html>

(4)「大学支援室！大学知的財産活動関係者の応援サイト」開設のお知らせ

大学等における知的財産活動を推進するため、発明の創出から権利活用までの網羅的な支援策をご案内しています。

「大学支援室！大学知的財産活動関係者の応援サイト」はこちら

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/sesaku/daigaku_shien_01.htm

7 , 事務局メモ…特許関係料金の減免制度について

特許を出願して権利を取得するまでには、いくつかの手続きと手数料が必要です。特許権を取得するための主な手数料として、以下のものがあります。

1. 特許出願の手数料 16,000 円

(書面提出の場合、別途電子化手数料 = 基本料金 1,200 円 + (700 円 × 枚数))

2. 審査請求料

平成 16 年 4 月 1 日以降の出願 168,600 円 + (請求項の数 × 4,000 円)

平成 16 年 3 月 31 日以前の出願 84,300 円 + (請求項の数 × 2,000 円)

3. 特許（登録）料

平成 16 年 4 月 1 日以降に審査請求を行った出願

1～3 年 毎年 2,600 円 + (請求項 × 200 円)

4～6 年 毎年 8,100 円 + (請求項 × 600 円)

7～9 年 毎年 24,300 円 + (請求項 × 1,900 円)

10 年～ 毎年 81,200 円 + (請求項 × 6,400 円)

平成 16 年 3 月 31 日までに審査請求を行った出願

1～3 年 毎年 13,000 円 + (請求項 × 1,100 円)

4～6 年 毎年 20,300 円 + (請求項 × 1,600 円)

7～9年 毎年40,600円＋（請求項×3,200円）

10年～ 毎年81,200円＋（請求項×6,400円）

これらの主な手数料のうち、審査請求料と特許料（1～3年分）には減免される制度があります。

例えば、平成16年8月1日に、請求項の数が「5」の特許出願をしたと仮定します。この場合、出願審査請求ができる期間は本年の8月1日までとなります。

これから出願審査請求をする場合の料金は、通常188,600円〔168,600円＋（請求項5×4,000円）〕がかかりますが、減免制度を利用して半額になると、94,300円で済みますので、経費削減になることは間違いありません。

対象となるのは、研究開発型中小企業・個人事業主、公設試験研究機関等、資力に乏しい個人、資力に乏しい法人、大学の研究者等、独立行政法人、技術移転機関（承認TLO）です。

まだ減免制度を利用したことがなくても、減免の対象であるかもしれません。是非、ご一読いただきご活用ください。

研究開発型中小企業・個人事業主の軽減制度の詳細はこちら

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/6_kenkyu_kigyuu.htm

公設試験研究機関等の軽減制度の詳細はこちら

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/7_keigen.htm

資力に乏しい個人の減免制度の詳細はこちら

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/3_kojin.htm

資力に乏しい法人の減免制度の詳細はこちら

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/4_houjin.htm

大学等・大学等研究者の減免制度の詳細はこちら

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/5_daigaku.htm

試験研究を行う独立行政法人の軽減制度の詳細はこちら

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/2_dokuritu.htm

技術移転機関（承認TLO）の減免制度の詳細はこちら

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/1_tlo.htm

購読希望・アドレス変更・配信停止・ご意見等ございましたらこちらへ

E-mail：kanto-chizai@meti.go.jp

【 発行元・問い合わせ先 】

広域関東圏知的財産戦略本部（関東経済産業局・特許室）

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館9階

TEL：048-600-0239 FAX：048-601-1303

URL：<http://www.kanto-chizai.com/>

E-mail：kanto-chizai@meti.go.jp